

民生委員・児童委員の活動パートナー

民生委員協力員 の手引き



 新潟市

目 次

● 民生委員協力員とは	1
● 民生委員協力員の活動について	3
● 異変に気づくポイント	4
● 個人情報について	5
● 民生委員協力員設置手続き	6
● その他	7
● 制度活用事例	8
● 区役所等連絡先／書式・参考	10

民生委員協力員とは

誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、住民同士が支え合う地域づくりが求められています。そうした中、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の役割が大変重要になっています。

新潟市では、年々増加するひとり暮らし高齢者世帯などを民生委員1人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりを目的とし、「民生委員協力員」を置くことができました。

この手引きは、民生委員と民生委員協力員を対象に作成したものです。

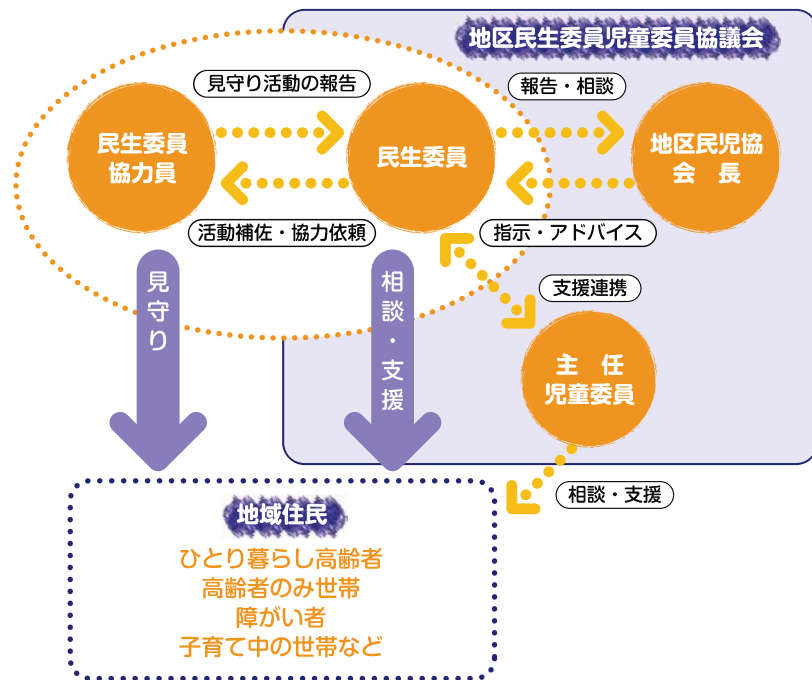
1 どのような制度？

- ◆ 民生委員協力員は、民生委員の指示・指導のもと見守り等の活動補佐を行います。
- ◆ 民生委員1人につき、1名の民生委員協力員を配置することができます。
- ◆ 民生委員は活動地区の地域住民から1名を民生委員協力員候補者として推薦できます。
- ◆ 地区民生委員児童委員協議会会長は、候補者の適格性を判断し、適格であった場合、市長に推薦を行い、市長が委嘱します。
- ◆ 民生委員協力員は、守秘義務があります。活動上知り得た個人情報は、漏洩しないよう適切に管理していただきます。

2 基本的な考え方

- ◆ あくまで活動の核になるのは、民生委員です。
- ◆ 民生委員協力員が民生委員の活動補佐を円滑に行うには、相互の連絡体制が重要になります。
- ◆ 民生委員と民生委員協力員は主従関係ではなく、活動上のパートナーとして連携していただくことを期待します。
- ◆ 「無理せず、気長に、抱え込まず」を心がけて活動をお願いします。

3 概念図



【補足】

- ◆地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）とは…
 - ・民生委員同士がつながりを持ち、相互に援助し、問題の解決を図る場として、民生委員法第20条により組織することが定められているもの。
- ◆地区民生委員児童委員協議会会長（以下「地区民児協会長」という。）とは…
 - ・上記地区民児協の代表者
- ◆主任児童委員とは…
 - ・民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣の指名を受け、区域を担当せず、児童福祉に関する事項を専門に担当する委員

民生委員協力員の活動について

1 活動の原則

- ◆民生委員協力員は、民生委員の担当地区内の見守り等の活動について、補佐・協力をを行います。
- ◆民生委員は、民生委員協力員と見守り等の活動内容を相談・調整します。



2 活動の内容

- ◆見守り活動

見守り対象者のお住まいを訪問し、安否確認や行政機関などからの情報提供を行います。「声かけは玄関先を原則にする」「1回の訪問は20分程度とする」など、民生委員のアドバイスをもとにおこなってください。また、活動を実施した場合は、民生委員へ適宜報告を行います。
- ◆活動報告

月毎の活動報告書を、適宜民生委員に提出します。
様式は委嘱時にお渡しします。
- ◆緊急時の場合

緊急時には警察や消防署への通報を行います。



異変に気づくポイント

地域で見守りを行う際は、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯などの世帯を優先して行います。散歩するときも、見守りを重点的に行うお宅の前をコースに設定すれば、無理なく見守りが行えます。

以下は、地域住民の異変に気づくサインについて例示しました。

1 新聞、郵便物がたまっている

◆新聞や郵便物がたまっていたら、何らかの異変を知らせるサインのひとつです。このようなことが見られたら、民生委員へ連絡をとって相談してください。単なる旅行中のための留守というケースもありますが、気づきのポイントになります。

2 屋内の電気がつけっぱなし

◆夜間に屋内の電気がついているか、日中明るいのに電気がつけっぱなしになっていないかなども異変に気づくサインのひとつです。

3 カーテン、洗濯物がそのまま

◆屋内の電気と同様に、カーテンが何日も閉まったまま、夜になっても開いたままになっていたり、洗濯物が数日間ずっと干したままだったりすれば、異変のサインのひとつです。

4 最近見かけなくなった

◆老人クラブや町内会の活動や趣味サークルなどに参加していたのに、急に参加しなくなった場合も、異変のサインのひとつです。

5 服装で気づく

◆認知症の高齢者の方や虐待を受けている場合、ずっと同じ洋服を着ていたり、夏なのに厚着しているなど季節に合わない洋服を着ていたりすることがあります。

個人情報について

個人情報保護法や新潟市個人情報保護条例が施行されてから、プライバシーに対する意識が高くなっており、民生委員をはじめとする地域の見守りにかかわる方々の活動が難しくなっています。

民生委員協力員は、民生委員と同様に守秘義務が課せられますが、個人情報を守るために、以下についてご留意ください。

1 本人から同意を得る

◆個人情報保護法は、自分の知らないところで自分の情報が流通することを防ぐためにあります。行政や民生委員以外の機関等に情報提供する場合、本人からの同意を得るようにしてください。

2 うっかり情報漏えいに注意

◆井戸端会議、レストランなどで支援者の実名をあげ、民生委員と打ち合わせ・・・などは絶対避けなければいけません。打ち合わせをする場所も個人情報を意識して選ぶ必要があります。
◆家族に対しても、活動で知り得た個人情報について話すことは避けてください。

3 必要ない情報は持ち出さない

◆訪問記録を控えたメモなど、個人情報が記載されている書類を必要以上に持ち出すのは、紛失の恐れがあります。実際、他都市では民生委員が名簿を紛失したことにより、対象世帯へ謝罪に回った事例があります。

4 不要になった個人情報は破棄する

◆不要になった訪問記録などの個人情報は、細かく破いて破棄してください。

民生委員協力員設置手続き

① 地区民児協会長へ民生委員協力員設置の要請

民生委員は、担当地区での活動において、活動補佐の必要性を感じた際、地区民児協会長に民生委員協力員設置を要請し、設置を認められた場合は、民生委員協力員候補者を地区民児協会長に推薦します。

(提出書類：新潟市民生委員協力員推薦書、宣誓書、身分証明書用写真、活動手当入金口座届)



② 民生委員協力員の適格性を判断

地区民児協会長は、候補者との面談や必要に応じて地域住民に意見聴取を行い、適格性を判断します。(P16 「民生委員協力員設置要綱第9条」参照)



③ 区役所へ提出

地区民児協会長は適格であった場合、区役所へ推薦状を提出します。

(提出書類：新潟市民生委員協力員推薦書、宣誓書、身分証明書用写真、活動手当入金口座届)



④ 新潟市長から委嘱を受け、活動開始

委嘱決定後、区役所担当者から地区民児協会長・民生委員・民生委員協力員の3者へご連絡いたします。委嘱状をお渡しするため、民生委員協力員は区役所へお越しください。また、民生委員は、自治会や町内会などに民生委員協力員が活動することを周知していただくようお願いいたします。

◆書式については、巻末「様式・参考」を複写し、お使いください。

その他

1 個人活動費の支給

- ◆民生委員協力員は民生委員と同様に、無報酬のボランティアの位置づけですが、新潟市から実費弁償相当額として、年額12,000円の活動費を支給します。なお、支払いは年1回(翌年度4月)に行います。
- ◆年度の途中委嘱や辞任があり、在職期間が全期間に満たない場合は、在職した月数に1,000円を乗じた金額を支払います。

2 ボランティア保険

- ◆民生委員協力員の活動保険として、社会福祉法人全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入します。
- ◆手続きは、新潟市で一括して行います。
- ◆活動中の事故があった場合、新潟市福祉部福祉総務課へご連絡ください。
(福祉総務課 025-226-1173)

3 注意事項

- ◆活動中のケガ、交通事故、熱中症などに注意してください。
- ◆民生委員協力員としての活動中は、身分証明書を携帯してください。
- ◆銀行の手続きや支払いの代行など金品に関わる行為は行わないでください。
(相談先:あんしんサポート新潟 025-243-4416)
- ◆判断に迷う場合は必ず、民生委員に相談してください。